（事業法人等向けエクスポージャーのEAD）

第百三十四条　［略］

［2～5　略］

［項を削る。］

（リテール向けエクスポージャーのEAD）

第百四十二条　［略］

［2～5　略］

［項を削る。］

（内部格付制度及び運用に関する書類の作成）

第百六十七条　［略］

2　［略］

3　農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、信用リスク管理指針に次に掲げる事項その他の事項を記載しなければならない。

［一～三　略］

四　格付の付与及びプールへの割当ての見直しの頻度並びに手続並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続に対する理事会又は理事会の下部機関である会議体（以下「理事会等」という。）及び担当理事等（信用リスク管理について業務執行権限を授権された理事等をいう。第百七十八条において同じ。）による監督

［五・六　略］

（理事会等の関与）

第百七十八条　農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、内部統制について次に掲げる基準を満たさなければならない。

一　格付付与手続（事業法人等向けエクスポージャーに対する格付付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当て並びに各エクスポージャーのPD、LGD及びEADの推計に関する一連の手続を総称していう。以下この款において同じ。）に関するすべての重要事項は、理事会等及び担当理事等の承認を得ていること。

二　担当理事等が農林中央金庫の内部格付制度の概要について理解しており、関連する報告書を細部にわたって理解していること。

（事業法人等向けエクスポージャーのEAD）

第百三十四条　［同上］

［2～5　同上］

6　農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であって、当該EADの算出に当たって第五十六条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

掛目＝$\sqrt{(Tm/10)}$

Tmは、第五十六条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

（リテール向けエクスポージャーのEAD）

第百四十二条　［同上］

［2～5　同上］

6　第百三十四条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーであって、農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

（内部格付制度及び運用に関する書類の作成）

第百六十七条　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～三　同上］

四　格付の付与及びプールへの割当ての見直しの頻度並びに手続並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続に対する理事会又は理事会の下部機関である会議体（以下「理事会等」という。）及び担当理事（信用リスク管理について業務執行権限を授権されたものをいう。第百七十八条において同じ。）による監督

［五・六　同上］

（理事会等の関与）

第百七十八条　［同上］

一　格付付与手続（事業法人等向けエクスポージャーに対する格付付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当て並びに各エクスポージャーのPD、LGD及びEADの推計に関する一連の手続を総称していう。以下この款において同じ。）に関するすべての重要事項は、理事会等及び担当理事等の承認を得ていること。

二　担当理事等が農林中央金庫の内部格付制度の概要について理解しており、関連する報告書を細部にわたって理解していること。